

# 第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会設立総会次第

日時：令和5年(2023年)5月10日（水）14:30～

場所：ホテルポールスター札幌 2階ポールスターホール

## 1 開 会

2 あいさつ 北海道副知事 小玉 俊宏  
苦小牧市長 岩倉 博文

## 3 仮議長選出

## 4 議 事

### 1 報告事項

- (1) 第78回国民スポーツ大会冬季大会の北海道開催の経過について
- (2) 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の概要等について

### 2 協議事項

- |       |                          |
|-------|--------------------------|
| 議案第1号 | 北海道実行委員会の設立について          |
| 議案第2号 | 北海道実行委員会会則（案）について        |
| 議案第3号 | 大会運営の基本方針（案）について         |
| 議案第4号 | 令和5年度北海道実行委員会事業計画（案）について |
| 議案第5号 | 令和5年度北海道実行委員会予算（案）について   |
| 議案第6号 | 大会役員及び競技会役員編成基準（案）       |
| 議案第7号 | 中央競技役員数及び同所要経費基準（案）      |

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道開催の経過

年月日	内 容
R 4. 7. 11	一般財団法人北海道スケート連盟会長、一般財団法人北海道アイスホッケー連盟会長及び、苫小牧市長、苫小牧スケート連盟会長、苫小牧アイスホッケー連盟会長から北海道知事に対し、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催要請書が提出される。
R 4. 8. 5	公益財団法人日本スポーツ協会会長・文部科学大臣の連名により北海道知事あてに、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催要請書が提出される。
R 4. 10. 7	北海道知事、北海道教育委員会教育長及び公益財団法人北海道スポーツ協会会長の連名により、公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣あてに、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催受諾書を提出。
R 4. 10. 21	公益財団法人日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣の連名により北海道知事、北海道教育委員会及び公益財団法人北海道スポーツ協会会長あてに、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催決定書が交付される。
R 4. 12. 9	公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の会場地（苫小牧市）が決定される。
R 4. 12. 23	第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会設立準備委員会を設置。
R 5. 1. 16	公益財団法人日本スポーツ協会会長あてに、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の会期について協議書を提出。
R 5. 1. 26	第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の会期が決定される。（国体委員長による承認）
R 5. 4. 11	公益財団法人日本スポーツ協会あてに、第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会のテーマ・スローガン・シンボルマーク・マスコットについて協議。
R 5. 4. 12	第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会のテーマ・スローガン・シンボルマーク・マスコットについて承認される。（国体委員長による承認）

第4回 JSPO 国体発第 136 号  
4 受ス 庁 第 97 号

国民スポーツ大会開催決定書

北海道知事 鈴木 直道 様  
北海道教育委員会  
教育長 倉本 博史 様  
公益財団法人北海道スポーツ協会  
会長 荒川 裕生 様

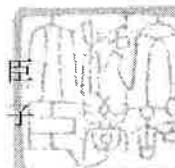
令和 6 年開催の第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会及びアイスホッケー競技会の開催地として貴道を決定いたします。

令和 4 年 10 月 21 日

公益財団法人 日本スポーツ協会  
会長 伊藤 雅俊



文部科学大臣  
永岡桂子



## 第78回国民スポーツ大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会 概要

### 1 大会名

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

### 2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

### 3 主催

(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、北海道、苫小牧市、  
(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟

### 4 開催競技

スケート競技（スピード・フィギュア・ショートトラック）  
アイスホッケー競技

### 5 日程

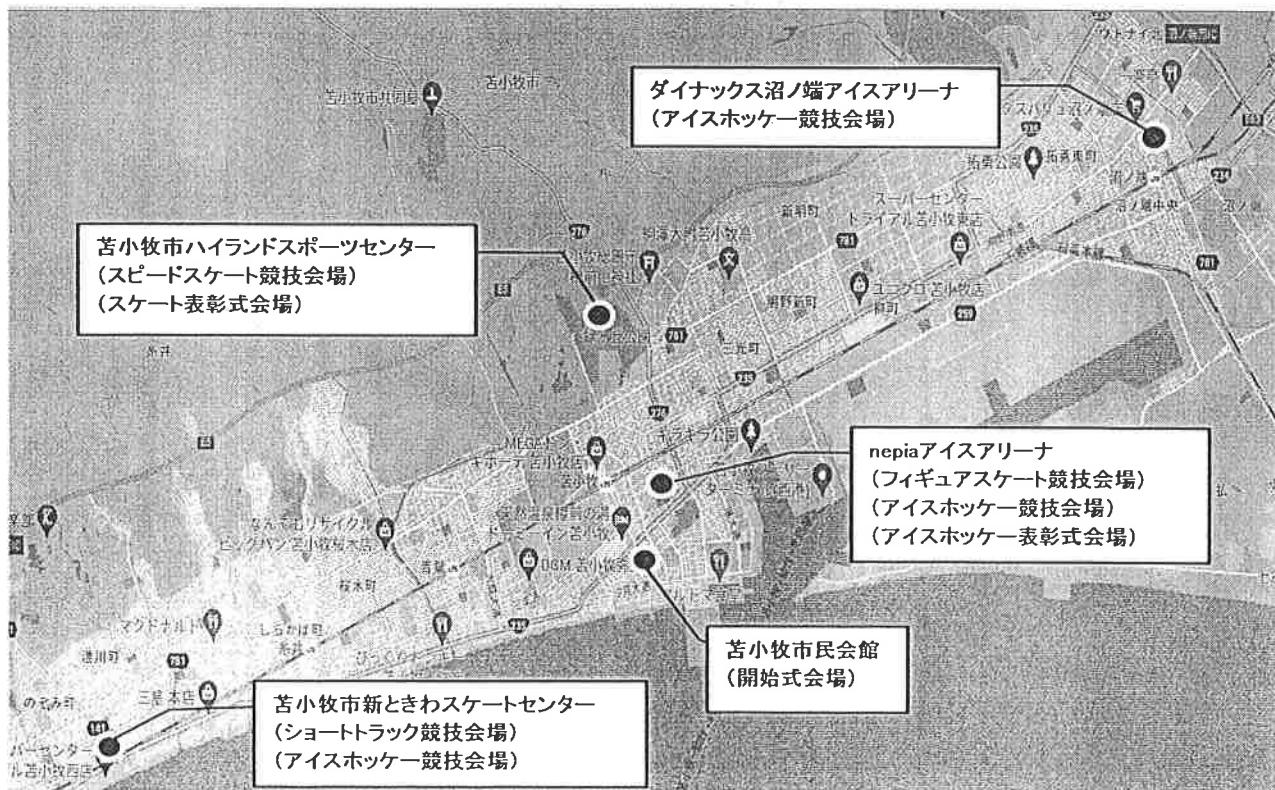
令和6年1月27日（土）～令和6年2月3日（土）（8日間）

### 6 参加人数

47都道府県 約2,000人  
(選手・監督 約1,600人、大会役員等 約400人)

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
○競技会日程と会場一覧表

会 場 地	式典・競技	日程									会場	
		令和6年1月					2月					
		27	28	29	30	31	1	2	3			
		土	日	月	火	水	木	金	土			
苫小牧市	開始式	PM ◎									苫小牧市民会館	
	表彰式 スケート					PM ◎					ハイランドスポーツセンター	
	アイスホッケー							PM ◎		nepiaアイスアリーナ		
	スピードスケート	○	○	○	○					ハイランドスポーツセンター		
	ショートトラック	○	○							新ときわスケートセンター		
	フィギュア	○	○	○	AM ○					nepiaアイスアリーナ		
	アイスホッケー 少年の部					○	○	○	○	nepiaアイスアリーナ		
						○	○	○	○	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ		
						○				新ときわスケートセンター		
	アイスホッケー 成年の部				PM ○	○	○	○	○	nepiaアイスアリーナ		
					○	○	○	○	○	ダイナックス沼ノ端アイスアリーナ		
					○	○				新ときわスケートセンター		



第78回国民スポーツ大会冬季大会  
スケート競技会・アイスホッケー競技会  
<テーマ・スローガン・シンボルマーク・マスコット>

1 テーマ（駒澤大学附属苫小牧高等学校 美術部）

**新たな光へ！とまこまい国スポ 2024**

作成者コメント

個人個人のまだ見ぬ光、「新たな光」に向かおうという思いを込めこのテーマにしました。

2 スローガン（北海道苫小牧西高等学校 生徒会執行部）

**可能性を自信に～飛び立て未来の選手たち～**

作成者コメント

地区大会でしのぎを削り、全国大会で自分たちの力を知る権利を得た選手たちが、いざ戦いに挑むとき、「自分の力を信じて、勇気をもって立ち向かって欲しい」という全国民のエールが届いてほしいという意味を込めました。

3 シンボルマーク（駒澤大学附属苫小牧高等学校 美術部）

作成者コメント

大会の種目がアイスホッケーとスケートということで、この2つを連想させるデザインを心掛けました。氷の青の感じと、情熱の赤の感じ、スピード感を表現しました。



4 マスコット

苫小牧市公式キャラクター

**「とまチョップ」**

他ポーズも作成中です。

ユニフォームの色はSNS等で

アンケートを取り決意いたしました。



**とまチョップ**

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会の設立について

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を  
北海道で開催するため、国民スポーツ大会開催基準要項第25項第1号に基づ  
き、第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会を設立する。

### 国民スポーツ大会開催基準要項～抜粋～

- 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会**  
(1)開催県及び会場地市町村は、大会運営のために  
それぞれ実行委員会を設置する。

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会 北海道実行委員会会則（案）について

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を北海道で開催するため、国民スポーツ大会開催基準要項第25項第2号に基づき、第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会則を別紙のとおり制定する。

### 国民スポーツ大会開催基準要項～抜粋～

- 25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会  
(2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。  
①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容  
⑥経理方法 ⑦その他必要な事項

# 第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会 会則（案）

## （名称）

**第1条** 本会は、第 78 回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

## （目的）

**第2条** 実行委員会は、北海道において開催する第 78 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）の開催に必要な準備と運営にあたることを目的とする。

## （事業）

**第3条** 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な総合計画に関すること。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、関係競技団体並びにその他関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 大会予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会開催に必要な事項に関すること。

## （実行委員会の委員）

**第4条** 実行委員会は、別表第 1 に掲げる委員をもって組織する。

## （実行委員会の役員）

**第5条** 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 4名
  - (3) 監事 1名
- 2 会長は、北海道知事をもって充てる。  
3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。  
4 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。  
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代理する。  
6 監事は、実行委員会の会計を監査する。  
7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

## （顧問）

**第6条** 実行委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、別表第 2 に掲げる者とし、実行委員会に対し専門的知識に関して、意見を述べることができるものとする。

## （総会）

**第7条** 実行委員会に総会を置く。

- 2 総会は、委員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。  
(1) 実行委員会の会則の制定及び改廃に関すること。

- (2) 大会運営の基本方針に関すること。
  - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること。
  - (4) 予算の決定及び決算の承認に関すること。
  - (5) 実行委員会の解散に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項として会長が認めること。
- 5 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 6 会長は、総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 7 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事は、出席した委員（前項の規定により出席したものとみなされる委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第4項第5号に掲げる事項にあっては、全ての委員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、会長は、第4項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 11 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （常任委員会）

- 第8条** 常任委員会は、会長、副会長及び別表第1に掲げる常任委員をもって構成する。
- 2 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 前項に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。
  - 3 常任委員会は、会長が招集する。
  - 4 前各項に定めるもののほか、常任委員会の開催等については、前条の規定の例により行うものとする。

#### （会計）

- 第9条** 実行委員会の運営に要する経費は、補助金、負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 実行委員会の事業年度は、設立の日から翌年3月31日までとする。
  - 3 監事は、実行委員会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
  - 4 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について、総会の議決を得なければならない。
  - 5 前各項に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### （事務局）

- 第10条** 実行委員会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

- (1) 事務局は、北海道環境生活部スポーツ局に置く。

(2) 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

(3) 事務局長は、北海道環境生活部スポーツ局長をもって充てる。

2 スケート競技会、アイスホッケー競技会の事務を処理するため、会場地に競技会事務局を置く。

(1) 競技会事務局は、苫小牧市総合政策部国民スポーツ大会準備室に置く。

(2) 競技会事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

(3) 競技会事務局長は、苫小牧市総合政策部参与をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(剩余金等の処理)

**第11条** 実行委員会は、決算において剩余金が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 実行委員会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなったときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(責任分担)

**第12条** 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

**第13条** この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1（第4条及び第8条関係）

## 委員

役職名	所属・職名
会長	北海道知事
副会長	北海道副知事
副会長	北海道教育委員会教育長
副会長	公益財団法人北海道スポーツ協会会長
副会長	苫小牧市長
常任委員	北海道環境生活部長
常任委員	北海道環境生活部スポーツ局長
常任委員	北海道教育庁学校教育監
常任委員	北海道教育庁学校教育局指導担当局長
常任委員	北海道警察本部警備部長
常任委員	苫小牧市総合政策部長
常任委員	公益財団法人北海道スポーツ協会専務理事
常任委員	苫小牧スケート連盟会長
常任委員	苫小牧アイスホッケー連盟会長
常任委員	北海道環境生活部スポーツ局大会調整担当課長
	北海道教育庁学校教育局健康・体育課長
	北海道警察本部警備部警備課長
	苫小牧市総合政策部参与
	公益財団法人北海道スポーツ協会事務局長
	一般財団法人北海道スケート連盟専務理事
	一般財団法人北海道アイスホッケー連盟専務理事
監事	公益財団法人苫小牧市スポーツ協会会長

別表第2（第6条関係）

## 顧問

所属・職名
一般財団法人北海道スケート連盟会長
一般財団法人北海道アイスホッケー連盟会長

## 大会運営の基本方針（案）

第78回国民スポーツ大会冬季大会北海道実行委員会会則第7条第4項第2号の規定により、大会運営の基本方針を提案する。

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会は、冬季スポーツと北海道の魅力を発信する大会として、国民スポーツ大会の目的に従い開催します。

この大会を通して、「スポーツの持つ力」を最大限活用し、「北海道の潜在力」を発揮しながら、北海道スポーツの未来をひらき、将来にわたる持続可能な社会の実現に寄与することを目指します。

- 1 自然豊かな地・北海道において、スポーツ精神を高揚し、広く国民のためのスポーツの祭典として、これまでの冬季大会開催の経験を生かし、簡素・効率化に努める大会とする。
- 2 雪と氷の国・北海道において、スケート・アイスホッケー競技会の開催を通して、多くの選手、役員、観客、道民が友情と交流の輪を広げ、夢と希望に満ちた真心あふれる大会とする。
- 3 広大な大地・北海道において、関係機関や団体の連携のもと、大会の舞台である苫小牧市で道民が一体となり、全国から訪れる参加者を温かく迎え、北海道の魅力を全国に発信する大会とする。

## 令和5年度北海道実行委員会事業計画（案）について

月	項目
	スケート競技会・アイスホッケー競技会
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道実行委員会設立総会開催</li> <li>○事務局体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・歓迎式典計画、競技計画、宿泊・輸送計画、医療救護計画、広報計画、歓迎接待計画の作成</li> <li>・開始式アトラクションの検討・委託業者プロポーザル</li> <li>・競技役員編成、補助員配置の検討</li> <li>・大会ポスター公募</li> <li>・大会ホームページ、競技プログラム等委託業者プロポーザル</li> <li>・仮設物、看板、必要物品等の把握</li> </ul> </li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種要項及び式典次第の決定（国体委員会）</li> <li>・大会役員及び各競技会役員編成基準の決定（国体委員会）</li> <li>・中央競技役員数及び所要経費基準の決定</li> <li>・大会招待者範囲の決定</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会実施本部・記録本部設置計画の策定</li> <li>・各関係機関、団体への協力要請</li> <li>・表彰状・賞状図案の検討</li> <li>・被服支給対象者及び被服デザイン等の決定</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来会意向調査の実施</li> <li>・報道員来会調査の実施（1）</li> <li>・駐車場管理及び車両誘導計画の作成</li> <li>・除雪体制の検討</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道実行委員会総会開催（第2回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送バス運行計画の策定</li> <li>・各競技表彰要項の作成</li> </ul> </li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競技役員の委嘱及び来会調査の実施</li> <li>・開始式一般観覧者の受付準備</li> <li>・大会プログラムの編集</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会役員・各競技役員の委嘱及び来会調査の実施（メール等）</li> <li>・大会招待者への案内状送付及び来会調査の実施（メール等）</li> <li>・参加申込書、競技会実施要項発送（メール等）</li> <li>・報道員来会調査の実施（2）</li> <li>・JSPDとの会場配置確認</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国代表者会議等会議資料の作成</li> <li>・競技物品等の最終点検</li> <li>・各セクション最終打ち合わせ</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会場設営、仮設物、看板等の設置</li> <li>・開始式リハーサルの実施</li> <li>・プレスセンターの開設</li> <li>・被服の配付</li> <li>・全国代表者会議、監督会議、全国報道者会議、競技会主催者連絡会議の開催</li> <li>・競技会の開催</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各会場の撤収業務</li> <li>・大会報告書原稿の作成</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道実行委員会総会開催（第3回） <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入歳出決算資料の作成</li> <li>・大会報告書の配付</li> </ul> </li> </ul>

## 令和5年度北海道実行委員会予算（案）

(収入)

(単位：千円)

項目	予算額	説明
1 補助金等	49,983	
(公財)日本スポーツ協会交付金	20,000	
北海道補助金	12,594	国庫補助金を含む申請予定額
苫小牧市補助金	9,389	
中央競技団体交付金	6,000	(公財)日本スケート連盟、(公財)日本アイスホッケー連盟
ミズノスポーツ振興会助成金	2,000	
2 企業協賛金等	5,000	広告料ほか
合計	54,983	

(支出)

(単位：千円)

項目	予算額	説明
1 総務費	16,487	大会PR経費、通信運搬費等
2 式典費	9,949	謝金、印刷費、業務委託料
3 競技運営費	24,751	保険料、物品借上料
4 大会協力費	3,796	業務委託料
合計	54,983	

## 支出予算明細書

(単位 : 千円)

目	節	金額	説明
1 総務費		16,487	
	旅 費	1,459	事務局旅費
	需 用 費	6,815	PRポスター・看板・横断幕等作成費等
	役 務 費	1,143	郵送料、インターネット回線使用料等
	委 託 料	5,390	HP・電子競技プログラム等作成委託料
	使 用 料 及 借 料	1,680	会議等会場借上料、複写機借上料、ハイヤー借上料
2 式典費		9,949	
	報 償 費	900	アナウンサー・ナレーター謝金、出演者謝礼等
	需 用 費	3,325	被服費、開始式・表彰式プログラム印刷等
	役 務 費	150	道旗等クリーニング代
	委 託 料	5,344	開始式・表彰式運営業務委託等
	使 用 料 及 借 料	230	著作権使用料等
3 競技運営費		24,751	
	需 用 費	4,538	賞状等印刷、用紙代等消耗品等
	役 務 費	1,085	選手・役員傷害保険料、通信料等
	委 託 料	5,372	プレハブ電気引込工事委託、看板等設置工事委託等
	使 用 料 及 借 料	13,756	選手控室プレハブ賃借料等
4 大会協力費		3,796	
	需 用 費	270	事務用品、茶菓代
	委 託 料	3,526	駐車場整理業務委託、駐車場看板設置業務委託
合計		54,983	

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
大会役員編成基準(案)**

役職名\団体名	公益財団法人日本スポーツ協会	文部科学省スポーツ庁	北海道	公益財団法人北海道スポーツ協会	実施競技団体	参加都道府県体育・スポーツ協会	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
名誉会長		大臣					
会長	会長						
副会長	副会務理長事	スポーツ庁長官	知事	会長			
顧問	名誉会長 最高顧問 顧問 理事 監事 評議員	副大臣 大臣政務官 事務次官 文部科学審議官 大臣官房長 スポーツ庁次長	道選出衆・参両議院議員 道議會議長 教育長 公安委員長 市長会会長 町村会会長 市議會議長会会 町村議會議長会会 スポーツ推進審議会会長		会長	体育(スポーツ)協会会長	
参与		スポーツ庁審議官 スポーツ庁総括官 スポーツ庁政策課長 スポーツ健康スポーツ課長 スポーツ庁参事官(地域振興担当)	道議會議員 副知事 警察本部長 道実行委員会常任委員	副会長			
委員長	国民スポーツ大会委員長						
副委員長	事務局長	スポーツ競技スポーツ課長	道実行委員会事務局長				
総務委員	国民スポーツ大会委員会委員 事務局次長 担当部長 担当課長		道実行委員会事務局次長	専務理事			
委員	国体競技運営部会委員 事務局担当者	スポーツ庁担当官	市実行委員会事務局長			事務局長	

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会**  
**スケート競技会役員編成基準(案)**

役職名 団体名	苫 小 牧 市	公益財団法人 日本スケート連盟	一般財団法人 北海道スケート連盟	苫 小 牧 市 スポート協会	苫 小 牧 スケート連盟	各 都 府 縍 スケート連盟	公益財団法人 日本アンチ・ ドーピング機構
名誉会長	市 長						
会 長		会 長					
副 会 長	副 市 長	副 会 長	会 長	会 長			
顧 問	議会議長 教 育 長					会 長	
参 与	総合政策部長 教育部長		副 会 長	副 会 長			
委 員 長		専務理事					
副委員長	市実行委員会 会計責任者		専務理事		会 長		
委 員	市実行委員会 事 務 局 長	理 事	理 事	専務理事	副 会 長		事務局担当者

**第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会  
アイスホッケー競技会役員編成基準(案)**

団体名 役職名	苫小牧市	公益財団法人 日本 アイスホッケー 連盟	一般財団法人 北海道 アイスホッケー 連盟	苫小牧市 スポーツ協会	苫小牧 アイスホッケー 連盟	各都府県 アイスホッケー 連盟	公益財団法人 日本アンチ・ ドーピング機構
名誉会長	市長						
会長		会長					
副会長	副市長	副会長	会長	会長			
顧問	議会議長 教育長					会長	
参与	総合政策部長 教育部長		名誉会長 副会長	副会長			
委員長		専務理事					
副委員長	市実行委員会 会計責任者		専務理事		会長		
委員	市実行委員会 事務局長	理事	理事	専務理事	副会長 理事長		事務局担当者

## 第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

### 中央競技役員数及び同所要経費基準(案)

#### 1 中央競技役員数

競 技 区 分	人 数
1 スケート競技会	44
2 アイスホッケー競技会	26
計	70

#### 2 中央競技役員所要経費基準

##### (1) 交通費

- ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄り駅から、各競技会場所在地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。
- イ 急行・特急料金及び航空賃は、「苫小牧市職員等の旅費支給条例」に準ずる。

##### (2) 宿泊費及び諸費

###### ア 宿泊費

第78回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数

- ※ 宿泊日数は、原則として競技日数に1日を加えた日数を上限とする。
- ※ ただし、競技開始日前々日以前に中央競技役員としての業務がある競技は、従事日数に応じて支給する。
- ※ 入湯税対象施設に宿泊した場合には、入湯税を別途加算する。

###### イ 諸費

2,200円×(宿泊日数+1日)